

新設伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営業務
委託企画提案（プロポーザル）実施要領

平成 29 年 9 月 15 日
（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
伊根地域本部

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社伊根地域本部（以下「海の京都 DMO 伊根地域本部」という。）では、新設伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営業務委託について、次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

1 趣旨

海の京都 DMO 伊根地域本部は、伊根町来訪者の受入れ機能拡充を目的として、舟屋群近接の立地（伊根浦公園前）に新設される町営施設で、観光案内所の運営を含めた伊根町伊根浦公園の指定管理業務を受託する。当該施設 2 階は「飲食店」として運営することが定められており、その運営者について広く公募する。公募を経て選定した運営者に、飲食店運営を再委託することで、専門知識や経験を活かした伊根町ならではの店舗設計が可能になると捉え、伊根町の素晴らしい食材と舟屋の景観を前面に押し出した店舗経営が必要であることから、これらの業務について企画提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称 「新設伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営業務」

※詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日（木）まで。（5 カ年）

※ただし、期間中でも海の京都 DMO 伊根地域本部の伊根町伊根浦公園の指定管理契約が解除される場合は解除日まで。

3 応募する者に必要な資格その他の注意事項

(1) 法人その他の団体及び個人（以下「法人等」という。）であって、次のすべての要件を満たすもの。

- ① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。

- ⑥団体又はその代表者が本業務に関連する法律に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑦法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。

(2) 2者以上による共同提案は認めない。

4 応募手続き

(1) 参加意向の表明

本提案募集に参加を希望される場合は、平成29年10月6日(金)17時までに参加意向申出書(様式1)に必要な事項を記入の上、電子メール及びFAXで連絡または郵送及び持参すること。

郵送先：〒626-0424 京都府与謝郡伊根町字亀島 459
 (一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社 伊根地域本部
 E-mail : inekankou@gmail.com FAX : 0772-32-0773

(2) 提案制作に関する質問

提案制作等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- ①質問期限 平成29年9月29日(金)17時
- ②質問方法 電子メール又はFAXにより提出すること。
- ③E-mail : inekankou@gmail.com FAX : 0772-32-0773
- ④回答日 平成29年10月2日(月)まで。
- ⑤回答方法 回答は参加者全員に対して行い、業務に関する内容は仕様書として扱う。

(3) 企画提案書の提出

(様式2)に、以下のすべての書類を添付して提出すること。

提出書類名	部数	内容等	備考
1 企画提案書(概要)	5	少なくとも以下の項目について言及しながら、企画提案書(概要)を作成すること。 1 伊根町産農水産品を提供する仕組み 2 朝食を提供する仕組み 3 観光客だけでなく地元住民の憩いの場となるような店舗展開 4 上記1、2及び3を構築するための具体的計画及びスケジュール	様式任意 (A4)
2 会社及び団体概要	5	会社案内(パンフレット等)または様式3	様式任意 (A4)
3 法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税の滞納がないことを証明する書類	1	納税証明書等	

(4) 提出先

以下に提出すること(郵送又は持参のいずれでも可)。
 (一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社 伊根地域本部
 〒626-0424 京都府与謝郡伊根町字亀島 459
 TEL : 0772-32-0277

(5) 提出期限

平成29年10月20日（金）17時（必着）

(6) 応募書類の取扱い

- ①提出された応募書類等は返却しない。
- ②提出された応募書類等は、審査の必要上複製を作成することがある。

(7) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ①各書類の提出期限を過ぎた場合
- ②実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ③提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) その他

- ①提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ②書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③参加意向申出書提出後に、提出者宛に図面を送付する。
- ④参加意向申出書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

5 施設利用料金

固定費用：1平方メートルあたり3,800円（年額制）
※180平方メートル（1階階段部分及び2階）
変動費用：1ヶ月あたり売上の5%（月額制）

6 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

一次審査として、企画提案書について、海の京都DMO伊根地域本部長が指名する審査員により、次の審査を行い、採用候補となる企画提案を選定する。

（評価項目）

- ①提案内容の妥当性
- ②運営計画の妥当性、効率性

※提出物の内容について、別途問い合わせる場合がある。

※なお、すべての提案を評価した結果、何れも選定しない場合がある。

必要に応じて二次審査を実施する場合は、一次審査を通過したものを対象として、提出書類と応募者によるプレゼンテーションを実施し、評価を行う場合がある。なお実施の場合は、日時と開催場所は別途個別に連絡する。

提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、応募者において負担するものとする。

(2) 特定と結果の通知

最も高い評価を受けたものを本業務の委託契約候補者の相手方として特定する。

特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

7 契約及び契約条件など

(1) 契約

上記6により特定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

(2) 契約条件など

契約条件については、委託契約候補者と海の京都DMO伊根地域本部との間で提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的に確定するものとする（提案内容でそのまま契約を行うものではない。）。

①本業務は、候補者の提案内容及び上記の協議内容を踏まえて実施する。

8 スケジュール

募集開始予定	平成29年9月15日（金）
質問書の提出期限	平成29年9月29日（金）17時
質問書への回答	平成29年10月2日（月）まで
参加意向の表明期限	平成29年10月6日（金）17時
企画提案書の提出期限	平成29年10月20日（金）17時
プレゼンテーション	平成29年10月下旬（実施の場合）
委託契約候補者の決定	平成29年10月31日（火）
履行期限	平成35年3月31日（金）